

答 申

第1 審査会の結論

千葉市長（以下「実施機関」という。）が異議申立人に対し平成18年9月15日付け千葉市指令下下再第6号により行った「下請業者選定通知書中の内訳書の単価及び金額」に対する部分開示決定のうち、「工事価格、消費税相当額及び工事費総額計」の部分を不開示としたことは妥当でなく開示すべきであるが、その他の記載部分を不開示としたことは妥当である。

第2 諮問に至る経過

諮問に至る経過は、次のとおりである。

1 公文書開示請求

異議申立人は、平成18年9月1日、千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、実施機関に対して、下水道施設改良工事（登戸18-1工区）（以下「本件工事」という。）に係る施工計画書等の開示請求を行った。

2 部分開示決定

実施機関は、開示請求に係る公文書を「施工計画届出書及び使用材料承諾願い」及び「下請業者選定通知書」の2件に特定したうえで、平成18年9月15日付けで部分開示決定を行い、それぞれ条例第7条第2号（個人情報）及び同条第3号（法人等情報）に該当すると判断した部分について不開示とした。

3 異議申立て

異議申立人は、実施機関が、上記の部分開示決定のうち「下請選定通知書」中の「内訳書の単価及び金額」を不開示としたこと（以下「本件処分」という。）を不服として、平成18年10月5日付けで、実施機関に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、本件処分について、条例第19条の規定に基づき、平成19年4月26日付け19千下下再第10号により本審査会に諮問した。

第3 異議申立人の主張の要旨

異議申立書及び意見書による異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めたものである。

2 異議申立ての理由

(1) 法の規定により開示すべき情報であることについて

本件処分において不開示とした情報は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「適正化法」という。）第3条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により、開示すべき情報である。

さらに、本件工事は、下請業者が当該工事の主たる部分の施工を行っており、公表された情報では元請業者の実質的関与の確認ができないことから建設業法（昭和24年法律第100号）第22条において禁止された「一括下請負」に該当する事実がある、又はそのおそれが高いことから、本件処分において不開示とした部分を開示すべきである。

また、当該不開示とした情報は、住民が、元請業者による不適切な中間搾取が行われたか否かを調査する唯一の手段であることから開示すべきである。

(2) 千葉県との不開示部分の相違について

当該不開示とした情報は、千葉県においては開示されている。公共工事の発注者側（各自治体）がばらばらの取り組みをしては、不良・不適格業者の介在する余地がなくならず入札及び契約の適正化が図れない。

第4 実施機関の説明

異議申立てに対する実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

1 異議申立ての対象となる公文書について

本件処分に対する異議申立ての対象となる公文書は、平成18年度に千葉市が発注した本件工事の下請業者選定通知書中に含まれる内訳書（以下「本件公文書」という。）であり、当該工事の下請契約の内訳について、工種ごとに、その数量、単価、金額の情報が記載されている。

2 本件公文書における不開示情報について

本件処分において実施機関が不開示とした部分は、本件公文書の単価及び金額の欄に記載された、単価、金額（費目・工種ごとの金額のほか、現場管理費、一般管理費及び値引き額を含む。）、工事価格、消費税相当額及び工事費総額についての情報である。

3 不開示とした理由について

(1) 条例第7条第3号ア該当性について

本件で開示請求の対象となっているのは、元請業者と下請業者間、すなわち民間企業間の契約内容であり、当該企業の営業上の秘密である。

本件不開示部分に記載されている請負金額についての情報は、下請業者独自の営業上のノウハウ若しくは秘密に属する情報であって、開示することにより事業活動に支障を及ぼすことが容易に想定されるものであるため、下請業者の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」のある情報として、条例第7条第3号アに規定する不開示情報に該当すると判断した。

なお、異議申立てを受けたことから本件処分の妥当性について再度検討するため、業者間の契約単価を公開することによる支障の有無について本件工事の元請及び下請業者に照会したところ、第三者に開示された場合、工種単価に潜在している独自のノウハウを知られること、また、次回別の会社と新たな契約をする際に交渉材料として使用されるなど競争上の不利益を被るため開示に反対する旨の回答を得ている。

4 異議申立人の主張について

(1) 法の規定により開示すべき情報であるとの主張について

異議申立人は、適正化法第3条及び地方自治法第242条第1項を引用し、本件不開示部分の開示を求めているが、いずれの規定も、当該規定から直接に本件不開示部分を開示すべき義務があると解することは

きない。

適正化法が地方公共団体に契約情報の公表を義務付けている項目は本市においても公表しており、請負業者間の契約内容の公表まで義務付けられているものではない。

また、本件工事については、「一括下請負禁止」に該当する事実もないことから、公共工事に係る契約内容の透明化の要請から直ちに開示すべき情報であるとまではいえない。

(2) 千葉県との不開示部分の相違について

公文書の開示・不開示の判断は、個々の事例の内容や状況が異なることから、千葉県の事例の判断と一致するとは限らない。

第5 審査会の判断

審査会は、本件公文書並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明を検討した結果、以下のように判断する。

1 本件公文書及び本件公文書における不開示情報について

本件公文書及び本件公文書における不開示情報は、第4の1及び2に記載のとおりであるので、これを引用する。

2 条例第7条第3号（法人等情報）について

(1) 本号の趣旨及び解釈について

本号は、法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報等が記録された公文書を、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる場合を除き、不開示とすることとしたものである。

(2) 本号ア該当性について

ア 単価及び金額（費目・工種ごとの金額のほか、現場管理費、一般管理費及び値引き額を含む。）について

実施機関は、本件不開示部分に記載されている請負金額についての情報が、下請業者独自の営業上のノウハウ若しくは秘密に属する情報であると主張している。

まず、工種ごとの単価に独自のノウハウが潜在し、単価から具体的な工法等が知られてしまうという実施機関の主張について検討する。

本審査会が本件公文書及び実施機関の説明を確認したところ、本件公文書に記載されている単価から、直ちに具体的な工法等が明らかになるとまでは認められない。また、工事の施工に当たってどのような工法を選択したかということは、本件工事を受注した請負業者が実施機関に提出する施工計画書に記載されている情報であって、詳細な工法に関する情報も含め、既に本件開示請求において実施機関自らが開示していることも確認されている。当該単価に、既に施工計画書で開示した以上のノウハウ（請負業者の手の内）が潜在するとは到底考えられないことから、工種単価に潜在する独自のノウハウを理由に、当該単価を不開示とすることは認められない。

次に、工種ごとの単価、金額、現場管理費、一般管理費及び値引き額が、下請業者の営業上の秘密であり、これが公にされると次回別の会社と新たな契約をする際に交渉材料として使用されるなど、営業上の不利益を被るという主張について検討する。

本審査会も、工種ごとの単価、金額、現場管理費、一般管理費及び値引き額は、請負業者の事業に関する情報であって、一般には公にされておらず、営業上の秘密に当たる情報であると考えます。

そして、これらの情報が公にされた場合、当該下請業者の競業者にとって有利な価格設定を行う際の重要な手掛りの一つとなること、また、将来、当該下請業者の契約相手となる業者にとっても、契約金額を低く抑えるための交渉材料の一つとなることが容易に想定されることから、公にすることにより、当該下請業者の契約の交渉による優位性を失わせ、事業活動に支障を生ずるおそれがある情報であると認められる。

以上のことから、単価及び金額（費目・工種ごとの金額のほか、現場管理費、一般管理費及び値引き額を含む。）は、公にすることにより、当該法人等の競争上の地位を害するおそれがある情報として、条例第7条第3号アに該当し、不開示とすべきである。

イ 工事価格、消費税相当額及び工事費総額について

一方で、下請負金額の内訳を開示せずに、工事価格、消費税相当額及び工事費総額のみを開示する場合における事業活動への支障については実施機関から具体的な説明はなかった。本審査会においても、本件不開示部分のうち、総額のみを開示した場合についてまで、将来の交渉において何らかの支障となり、営業上の利益を害するおそれがあるとは考えられない。

したがって、これらの部分を条例第7条第3号アに該当するとして

不開示とすることは相当でなく、開示すべきである。

3 その他

(1) 法の規定により開示すべき情報であるとの主張について

異議申立人は、適正化法第3条及び地方自治法第242条第1項を引用し、本件不開示部分の開示を求めているが、いずれの規定も、当該規定から直接に本件不開示部分を開示すべき義務があると解することはできない。

さらに異議申立人は、本件工事に、建設業法第22条において禁止された「一括下請負」に該当する事実がある又はそのおそれが高く、中間搾取が行われかねないことから、不開示部分を開示すべきであると主張しているのので、この点について検討する。

本審査会も、一般論として、建設業法第22条において禁止されている「一括下請負」に該当する事実があることが他の事情から明らかである場合に、その違法の内容を確認し得る事実が記載された文書の開示を求められたときには、その必要性が認められる場合もあると思料する。

しかしながら、本件工事に關する一括下請負の事実の有無は、「工事現場における施工体制の把握に関する点検要領」において定められた点検表に従い実施機関が行うものであり、しかも、そもそも本審査会には、その実施機関が行った判断の是非について審議する権限が与えられているものではないことから、他の事情から違法の事実が確認できない現状においては、一括下請負の事実は確認できないという実施機関の判断を尊重せざるを得ない。

さらに、少なくとも本件不開示部分に記載された情報からは、一括下請負の有無について明らかになるものではないことから、一括下請負の事実を論拠として本件不開示部分の開示を求める異議申立人の主張は採用できない。

(2) 他の地方公共団体との不開示部分の相違について

情報公開条例の不開示理由に関する条例の解釈は、それを制定した地方公共団体の判断に委ねられているものであって、必ずしも同一の解釈となるものではないことから、異議申立人が主張する他の地方公共団体で開示されているという事実により本市においても開示しなくてはならないというものではない。

したがって、異議申立人の、他の地方公共団体との不開示部分が相違することから開示を求める主張も、認められない。

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

<参考>

答申にいたる経過

年 月 日	内 容
平成19年4月26日	諮問書の受理
平成19年5月24日	実施機関から理由説明書を受理
平成19年6月29日	異議申立人から意見書を受理
平成19年8月30日	審議（第87回審査会）
平成19年10月4日	実施機関から決定理由等の説明を聴取（第88回審査会）
平成19年11月7日	審議（第89回審査会）
平成19年12月26日	審議（第90回審査会）
平成20年2月7日	審議（第91回審査会）